

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会表彰規程事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会表彰規程（以下「規程」という。）による表彰の実施については、この要領の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 規程第2条第1項の規定の表彰は次に該当する者に行う。

第2条第1項第1号	(1) 社協役員として従事し、優れた功績のあった者 (2) 民生児童委員として7年以上在職し、他の模範である者 (3) 心配ごと相談員、結婚相談員他、社協各種委員として8年以上従事し、優れた功績があった者 (4) 各地区支部長、副支部長として6年以上従事し、社会福祉活動の振興に功績があった者 (5) ボランティア（個人及び団体等）として8年以上率先して活動を行っており、優れた功績があった者
第2条第1項第2号	10万円以上の金品を寄附した個人又は団体等

2 規程第2条第1項の規定により感謝状の交付を受けた者で、千曲市表彰規則（平成15年千曲市規則第3号）に該当すると認められる場合は、表彰候補として推薦できるものとする。

### (従事者等年数の計算)

第3条 第2条に規定する従事等年数の計算については、4月1日現在とし、次の各号により計算するものとする。

- (1) 就任の日から換算し、1月に満たないものは1月とする。
- (2) 従事年数は、同一職において中断しても、その前後の期間は通算する。

### (職員の表彰等)

第4条 就業規則の規定による表彰は、次に該当する者について行う。

- (1) 正規、嘱託職員として15年以上勤務した者には、表彰状を交付する。
- (2) 正規、嘱託、臨時職員として10年以上継続して勤務した者には、退職するときには感謝状を交付する。

### (遺族の順位)

第5条 規程第5条による遺族は、次の順位によるものとし、配偶者以外の遺族の順位は、被表彰者と生計を共にしていた者、年長者の順とし、親等が異なっている者の間では、被表彰者に最も近い親族に属するもので年長者の者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 1親等の直系卑属
- (3) 1親等の直系尊属
- (4) その他の親族

(推薦書)

第6条 規程により表彰を受けるべき者であると認められるときは、別に定める推薦書(別記様式)及び必要な資料を作成し、会長に内申するものとする。

附 則

この要領は、公布日から施行し、令和3年4月1日から適用する。